

答申第 816 号

諮問第 1378 号

件名：産業廃棄物中間処理施設許可申請書および伴うすべての文書の不開示（不
存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 4 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書の存在も明らかにされず、また、申立人が知り得ている文書さえも「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」とされているため。

イ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 昨年、無農薬米を作っている領有部に産業廃棄物中間処理施設ができるということを知り、今まで環境保全型農業ということやってきたところに、どんな計画なのか、その実態が知りたくて開示請求をした。

その回答が文書不存在ということだが、平成 27 年 2 月 20 日に東三河総局県民環境部から A さんに「特定の事業者に関するご質問について（回答）」という回答が出ている。また、平成 27 年 3 月 3 日には、B さんが署名を集めて、提出している。これが公文書の扱い、私が全ての文書と申請した中に含まれないものなのか。

一応、申請に伴う文書であって、申請書を事業者が撤回したため、全ての文書がないので、公文書の不存在は別段不思議なことではない

というような回答はなされているが、重大な問題ではないかと思った。

また、今回の開示請求をする前後に、米の生産者、それから消費者の間で、計画が明らかになるにしたがって、これは大変なことだからということで、大きな反対運動をやろうというような機運が出てきた。開示請求をする前に勉強会をやり、機運が出てきたところで事業者が撤退するというようなことがあり、既に私が平成 27 年 3 月 23 日に開示請求をしたときには、かなりの打診が県の方にあつたのではないかと。あつたのかないのか分からないが、ただ、文書が不存在とされた。

その後、事業者が撤退したという文書が平成 27 年 3 月 26 日に出されているが、4 月の不存在とされた日に分かっているのに、既に分かっていることが、受け付けた時点ではなかったからということで明らかにされなくて、再度開示請求をして、平成 27 年 3 月 26 日に撤退の文書、報告書が出されていることを知った。

早くに問題を明らかにしていけないと、そのままごみの山が残されてしまうという事例に出会っている。今回は早くに撤退されて、ごみの山を作られなくてよかったなという気がしている。

A さんにしても B さんの署名にしても、それから私も、健康に関するところで動いたような訳だが、これがもう一つ役所と連携して、情報開示のところでも色々なところで連携していけないものかと思って、あえて異議申立てをした。

(イ) 以前から県内の産業廃棄物問題に取り組んできており、裁判の判決でも、ここの審査会の判断でも、企業の情報、個人情報よりも、地域の住民の健康、環境を守ることが優先するので、企業名等も公表すべきということが判断された。それが、少しずつ忘れ去られてしまっているのではないかなと思っている。

全国で、産業廃棄物の問題、どんな問題が今でも起きているのか十分承知している。一旦できてしまうと、かなり違法行為が多い。周りに住んでいる方々の、本当に苦痛というか、声に出し切れない声も拾いながら、この間、活動をしてきている。

そうした中で、そういった視点でもって、県もやはり住民の情報を得ながら、より沢山の情報の下に許可を出すか出さないか、そういった判断をしていくべきだと考えている。だから、できるだけ県の持つ情報を公開しながら、地域住民とともに考える、それが基本であろうと思っている。

今回、とても矛盾に感じるものが何点かある。

業者は、許可の申請をする前に、県や市に事前協議をする。火災の問題、水の問題、色々な点で問題がないか事前協議がされる訳である。そういった話合いをしたときは、県は基本的に、何月何日に誰々さん

が来ていて、名刺のコピーまで残しながら話合いを進めていく。だから、Aさんに回答がされたという文書があるが、回答するからには、そういった事前協議に関する資料が存在しないということは、私はあり得ないであろうと思っている。

また、Aさんからの質問状、その回答、それから、署名の名前とは言わないが、どんな内容の署名が出たかというものは、今まで私も情報公開請求をしているが、こういったものは一々特定しなくても出てきているので、その点も付け加えたい。

それから、平成 27 年 3 月 26 日に業者から県に、中止したという通知書が出ている。この通知書を業者が出したということは、それなりに県との話合いが持たれていた。そうでなければ、こんな通知書が出る訳がない。だから、文書不存在というのは、私としては、とても納得ができない。

今、産業廃棄物の問題は、とても被害が見えにくくなってきている。だからこそ、市民との情報共有。県の職員は 3 年ぐらいで替わってってしまう。地域のことを知っているのは、その地域に住んでいる住民なので、できるだけ公開が原則であろうと考える。その点を踏まえて、この不服申立ての判断をしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項では、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定しており、この許可を受けようとする者は同条第 2 項に基づき、申請書を提出しなければならないとされている。

開示請求書に記載された、特定の事業者産業廃棄物中間処理施設（廃アスファルト・コンクリート破碎施設）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 2 条第 9 号及び第 6 条第 1 項第 3 号イ(5)の規定により産業廃棄物であるがれき類の破碎施設に該当し、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超える場合は、令第 7 条第 8 号の 2 の規定により、法第 15 条第 1 項の都道府県知事の許可を受ける必要がある産業廃棄物処理施設に該当する。

よって、本件請求対象文書は、特定の事業者が令第 7 条第 8 号の 2 に定める産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けるため、法第 15 条第 2 項に基

づき申請した申請書及び添付書類並びに同項に基づく申請後に県が取得した当該申請に伴う全ての文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

開示請求の時点において、特定の事業者から知事に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に定める申請の意思は示されておらず、法第15条第2項に規定する申請書の提出はなかった。申請書が存在しない以上、「伴うすべての文書」、すなわち申請書の添付書類や申請後に県が取得した当該申請に伴う文書は存在し得ない。

こうしたことから、「開示請求に係る行政文書を管理していない」ため、不開示決定を行ったものである。

(3) 異議申立書の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「当該行政文書の存在も明らかにされず、また、申立人が知り得ている文書さえも「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」とされている」と主張している。

しかし、本件開示請求に対して行政文書不開示決定通知書において、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため」として、本件請求対象文書が不存在であることを明示している。

また、異議申立人に確認したところ、「申立人が知り得ている文書」とは、特定の事業者が産業廃棄物処理施設の設置を計画している段階で、異議申立人の知人から副知事宛てに郵送された質問書及びこれに対する愛知県東三河総局県民環境部環境保全課廃棄物対策グループからの回答文書を指すとのことであった。

この、「申立人が知り得ている文書」は、産業廃棄物処理施設の設置が計画されている段階で作成されたものであり、この計画は申請書の提出に至らなかったことから、「申請書および伴うすべての文書」に該当しないことは明らかであり、異議申立人の主張は当を得ていない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県東三河総局が管理する文書のうち、特定の事業者が令第7条第8号の2に定める産業廃棄物処理施設の設置許可を受

けるため、法第 15 条第 2 項の規定に基づき提出した申請書及びその添付書類等の当該申請書に伴う全ての文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、特定の事業者から知事に対し、法第 15 条第 2 項に定める申請書の提出はなく、申請がない以上、申請書の添付書類や申請後に県が取得した当該申請に伴う文書は存在し得ないとのことである。

イ 特定の事業者から法第 15 条第 2 項に定める申請書が提出されていないことからすれば、その添付書類等の当該申請書に伴う文書も含めて本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

ウ なお、異議申立人は、特定の事業者が産業廃棄物中間処理施設の設置を計画している段階の文書等について、特定すべきである旨主張する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求は申請書が提出されているか否かが争点となる中で請求があったものであり、当初は本件開示請求に係る開示請求書に「…許可申請に伴うすべての文書」と記載されていたが、愛知県東三河総局の担当職員が開示請求者に請求内容を確認する中で、請求内容が申請書及び添付書類並びに申請後に県が取得した当該申請に伴う全ての文書であることを明確にするため、開示請求者に「…許可申請書および伴うすべての文書」とするよう補正を求めたとのことであった。

こうした事情に加え、本件開示請求に係る開示請求書の「…許可申請書および伴うすべての文書」という記載からすれば、本件開示請求は、特定の事業者からの産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の提出を前提としているものと解され、実施機関が、特定の事業者が産業廃棄物中間処理施設の設置を計画している段階の文書等を本件請求対象文書に該当しないと判断したことが不適切であるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の事業者産業廃棄物中間処理施設（廃アスファルト・コンクリート破碎処理施設）許可申請書および伴うすべての文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 12	諮問
27. 6. 18	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 11. 2 (第 472 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 15 (第 481 回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 6. 30 (第 492 回審査会)	審議
28. 9. 23 (第 500 回審査会)	審議
28. 11. 24	答申